

議案第19号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「視覚」を「身体」に、「盲導犬(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第2項)」を「身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項)」に、「盲導犬」を「身体障害者補助犬」に改め、「若しくは第12項又は別表第2第15項」を削り、「第28項」を「第14項」に改め、同項第4号中「第84項」を「第87項」に改める。

別表第1第15項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表第2第75項金額の欄ア(ウ) a 中「bからfまで」を「bからgまで」に改め、同欄ア(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア(ウ) 中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア(ウ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
の 19,000円

別表第2第75項金額の欄イ(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(ウ) 中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ(ウ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
の 145,000円

別表第2第75項金額の欄イ(エ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(エ) 中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ(エ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
の 317,000円

別表第2第75項金額の欄イ(オ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(オ) 中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ(オ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
の 118,000円

別表第2第77項金額の欄ア(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア(ウ) 中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア(ウ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
の 9,500円

別表第2第77項金額の欄イ(ウ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(ウ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ(ウ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
の 72,500円

別表第2第77項金額の欄イ(エ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(エ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ(エ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
の 158,500円

別表第2第77項金額の欄イ(オ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(オ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ(オ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
の 59,000円

別表第2第80項金額の欄ア中「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同欄ア(ア) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア(ア) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
19,000円

別表第2第80項金額の欄ア(イ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア(イ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア(イ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
9,500円

別表第2第80項金額の欄イ(ア) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ(ア) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
334,000円

別表第2第80項金額の欄イ(イ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(イ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄

イ(イ) a の次に次のように加える。

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
130,000円

別表第2第80項金額の欄ウ(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ウ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ウ(ア) a の次に次のように加える。

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
167,000円

別表第2第80項金額の欄ウ(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ウ(イ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ウ(イ) a の次に次のように加える。

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
65,000円

別表第2第81項事務の種別の欄中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項金額の欄ア中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同欄ア(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア(ウ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア(ウ) a の次に次のように加える。

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
19,000円

別表第2第81項金額の欄ウ(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ウ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ウ(ア) a の次に次のように加える。

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
334,000円

別表第2第81項金額の欄エ(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄エ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄エ(ア) a の次に次のように加える。

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
130,000円

別表第2第82項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

別表第2第83項事務の種別の欄中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項金額の欄ア中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同欄ア(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア(ウ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア(ウ) a の次に次のように加える。

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

9,500円

別表第2第83項金額の欄ウ(ア) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ウ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ウ(ア) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
167,000円

別表第2第83項金額の欄エ(ア) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄エ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄エ(ア) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
65,000円

別表第2第84項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

別表第2第85項事務の種別の欄中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項金額の欄ア(ウ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア(ウ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア(ウ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
19,000円

別表第2第85項金額の欄エ(ア) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄エ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄エ(ア) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
334,000円

別表第2第85項金額の欄オ(ア) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄オ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄オ(ア) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
130,000円

別表第2第86項金額の欄ア中「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同欄ア b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
9,500円

別表第2第86項金額の欄イ b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」

に改め、同欄イ中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
167,000円

別表第2第86項金額の欄ウ b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ウ中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ウ a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
65,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第75項、第77項及び第80項から第86項までの改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の久喜市手数料条例別表第2第75項、第77項、第80項、第81項、第83項、第85項及び第86項の規定は、令和3年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

狂犬病予防法関連手数料の免除となる対象を拡大し、及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。